



基本構想

1. まちづくりの基本理念

綾町では昭和 58（1983）年に制定した「綾町憲章」に基づき、



を基本理念としたまちづくりを推進してきました。

綾 町 憲 章

豊かな自然と伝統を活かしみんなの英知と協力で
未来にひらく町をめざすために

- ◆自然生態系を生かし育てる町にしよう
- ◆健康で豊かな活力ある町にしよう
- ◆青少年に誇りと希望をいだかせる町にしよう
- ◆生活文化に創意と工夫をこらす町にしよう
- ◆思いやりとふれあいで明るい町にしよう

第八次綾町総合長期計画においては、基本理念を踏まえつつ、まちづくりのための総合的な施策の体系を定めます。

2. めざすべきまちの姿

まちづくりの基本理念を踏まえて、町民と行政がともにめざすべきまちの姿を次のとおり設定し、6つのまちづくりの柱を定めます。

自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾

－ あらゆる^{いのち}生命がかがやくまち

みんなで創る 日本のふるさと 綾 －



- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり
- 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 郷土を担う人づくり
- 共に支えあい自立するまちづくり
- 快適で美しいまちづくり

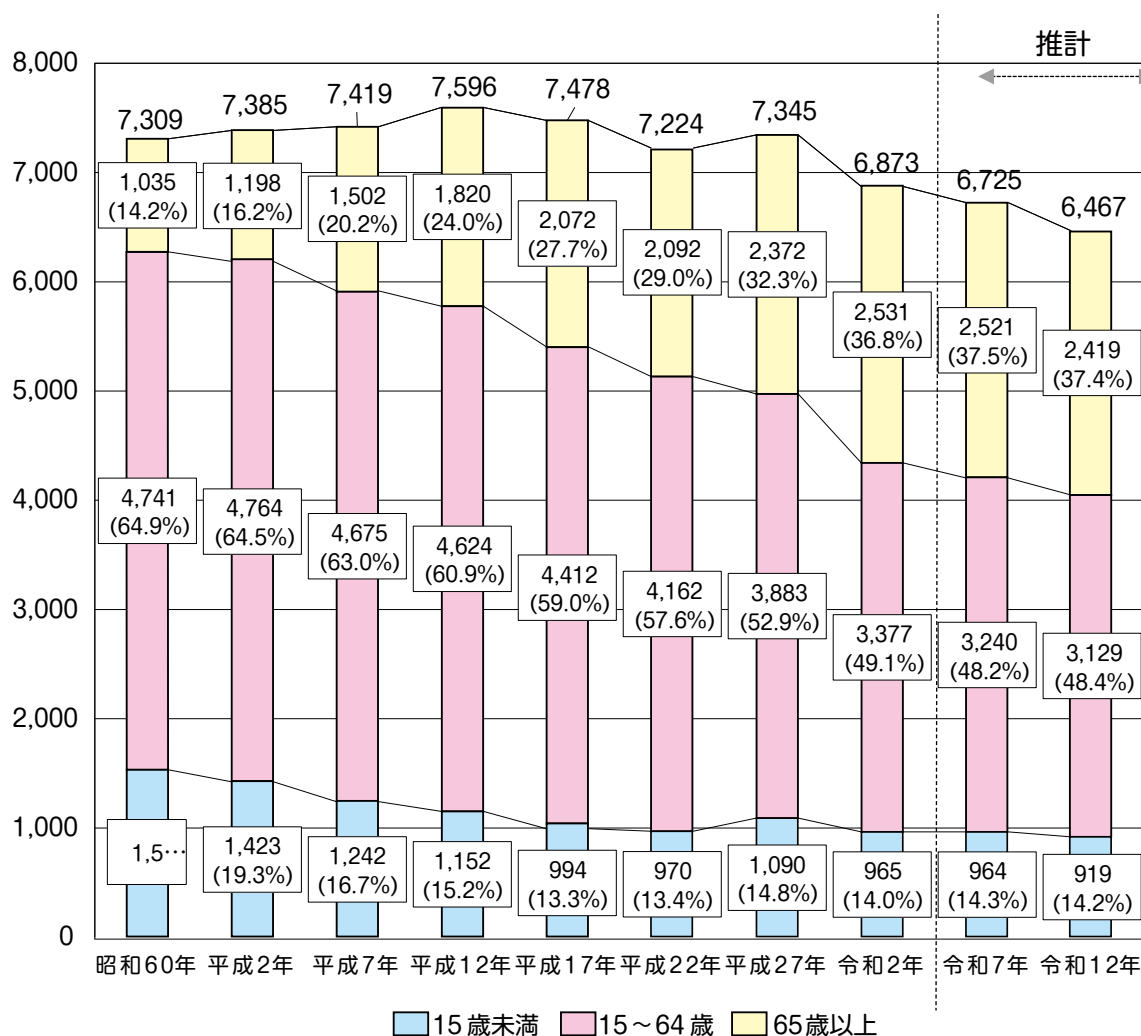
3. まちづくりの枠組み

(1) 将来人口の予測

本構想では、第2期の人口ビジョンと総合戦略を進めていくことにより、人口が自然減から自然増へ、さらに社会増へと進んで、将来にわたり持続的に発展を遂げていくまちづくりをめざすことを基本としますが、ここでは、国立社会保障・人口問題研究所の推計数値を一つの目安として掲げます。

*資料：国勢調査 総人口には年齢不詳を含む 令和2年は10月1日現在の現住人口

【人口の推計】



(2) 土地利用方針

ユネスコエコパークの理念が反映された綾町生物多様性地域戦略に基づき、「豊かな自然」「快適な暮らし」「活力ある産業活動」が調和した良好な地域環境の形成に努め、将来像を実現するための土地利用の方向を示します。

① 自然環境保全区域

九州中央山地国定公園に指定されている区域については、自然環境や景観の保全を図ります。

② 森林保全区域

まとまった森林を含む区域については、適切な維持管理を行い、森林の多面的機能（景観向上・防風・水源かん養など）が高度に発揮できる状態を維持するとともに、環境教育や自然とのふれあいの場として活用を図ります。

③ 農業的利用区域

優良な農用地は、農地の流動化・集約化を図りつつ、重要な生産基盤として保全するとともに、生産力向上のための必要な施策を進めます。

また、農業集落の生活基盤の整備を図ります。

④ 住宅・宅地・市街地域

既存集落を中心に、生活基盤及び快適な生活環境の整備を図りつつ、生活拠点としての宅地の適正配置を進めます。

また、中心市街地については、「まちの顔」にふさわしい商業集積などの拠点的整備を行います。

さらに、商工業適地を含む区域については、商工業施設などの適正配置を図るとともに、産業立地の可能性を追求します。

⑤ 多様性と連携による地域づくり

町内地域間において人・モノ・情報の交流による相互連携を図り、一体となって高次のサービス機能を確保するとともに、新たな価値を創造する地域づくりをめざします。

4. 基本目標（施策の大綱）

将来像を実現するため、次のとおり、6つの基本目標と26の施策を定めます。

基本目標	施 策
(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり ～生活基盤分野	1-1 防災・消防・救急体制の充実 1-2 道路・交通ネットワークの充実 1-3 住宅・市街地の整備 1-4 交通安全・防犯対策の充実 1-5 消費者対策の充実 1-6 電子自治体の推進
(2) 力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり ～産業振興分野	2-1 農林水産業の振興 2-2 商工業の振興 2-3 観光・レクリエーションの振興 2-4 産業・雇用・定住対策の充実
(3) 健康でいきいきと暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉分野	3-1 保健・医療の推進 3-2 地域福祉の推進 3-3 高齢者福祉の充実 3-4 障がい者福祉の充実 3-5 社会保障の充実（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、年金）
(4) 郷土を担う人づくり ～子育て・教育・文化分野	4-1 子育て支援の推進 4-2 幼児・学校教育の充実 4-3 社会教育の充実（生涯学習、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、地域文化の育成、国際交流）
(5) 共に支えあい自立するまちづくり ～コミュニティ・行財政分野	5-1 自治公民館活動 5-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成 5-3 行財政運営の充実
(6) 快適で美しいまちづくり ～自然・生活環境保全分野	6-1 ユネスコエコパークを活かしたまちづくり 6-2 循環型社会の構築 6-3 上下水道の整備 6-4 公園・緑地・水辺の整備 6-5 景観の保全・整備（ユネスコエコパークにふさわしい自然と調和した景観づくり）

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり

～生活基盤分野

■ 施策の体系

基本目標	施 策
(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり ～生活基盤分野	1-1 防災・消防・救急体制の充実 1-2 道路・交通ネットワークの充実 1-3 住宅・市街地の整備 1-4 交通安全・防犯対策の充実 1-5 消費者対策の充実 1-6 電子自治体の推進

■ 施策

- 暮らしを自然災害から守り、安全を確保するため、避難行動要支援者・要配慮者対策、消防団活動の活性化、防災・減災の視点に立った町の強靱化を推進します。
- 自然災害・異常災害の頻発・大規模化等の他、テロや感染症などの新たな危機事案の発生を踏まえて、総合的な危機管理体制の確立に努めます。
- 道路については、幹線道路との道路ネットワークの構築に向けて、利便性・安全性の一層の向上のため、国道をはじめ県道の整備改良を積極的に要望するとともに、歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安全施設などの設置に努め、ボランティア活動などによる美化と維持管理を促進します。
- 道路・橋梁などのインフラ*について、点検・補修・更新を計画的に維持管理し、長寿命化を図ります。
- 路線バス等の公共交通については、利用者ニーズを活かした利便性が高く、使いやすい公共交通網の構築を促進します。
- 住宅の整備については、耐震化を進めるとともに、町営住宅の適正な維持管理を図ることに加えて、定住を促進するための空き家対策を図ります。公園・緑地については、子どもの遊び場の確保とともに、憩いと交流の場としての運用・保全・整備に努めます。
- 町民が安心して生活が営めるよう、交通安全・防犯に関する啓発、地域での見守り、交通安全・防犯に関する組織の育成など、地域での相互扶助に取り組みます。
- 消費者保護に関する啓発等を行うとともに、消費者教育を推進し、自立する消費者の育成に努めます。また、より細やかな相談対応や情報提供を行います。
- 町の施策や取組などを広報紙やホームページ等を通じて活発に発信するほか、行政の仕組みや

* インフラ：生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称

事業について直接説明をする機会を設けるなど、広報機能の強化に努めます。

○町政への提言や要望などを速やかに行政サービスに反映させるため、広聴機能の強化に努めます。

○生活の質的向上と町全体の活性化に向け、Society5.0の恩恵を生かしつつ、デジタル社会への移行に対応した電子自治体の構築と情報通信の格差是正について町全体の情報化として一体的に進めます。

○インターネット・スマートフォンなどの適正な利用について啓発します。



(2) 力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり

～産業振興分野

■ 施策の体系 ■

基本目標	施 策
(2) 力強く活力に満ちた住み続けれる まちづくり ～産業振興分野	2- 1 農林水産業の振興 2- 2 商工業の振興 2- 3 観光・レクリエーションの振興 2- 4 産業・雇用・定住対策の充実

■ 施策 ■

- 町の地域経済を活性化し、町民の生活基盤となる働く場を確保するとともに、安定した財政基盤を確立するために産業の振興を図ります。
- 自然生態系農業の取組を継続することによって、消費者の信頼をより強固なものにするとともに、担い手の確保・育成と経営の規模拡大・安定化を図ります。
- 生物多様性の視点に基づいて、農地・森林・河川の持つ多面的な機能の保全に努めます。
- 商業・サービス業においては、その活動の活性化とともに、中小企業の基盤強化などを支援し、歩いて楽しめる市街地環境の整備や商業基盤の整備などを図ります。
- 工業においては、手づくり工芸の更なる振興を図るとともに、自然との共生が図れる企業の誘致を推進します。
- 観光・交流では、地域に活力を生みだすため、おもてなしの心を磨き、既存観光施設などの更なる充実と新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、広く国内外との交流を活発化させ、地域資源を活用した滞在型産業観光の育成を推進します。
- 産業の各分野において、町の地域資源に立脚した 6 次産業化の促進と起業支援を行い、1 次・2 次・3 次産業とリンクした町全体の活性化を図ります。さらに、コミュニティビジネスなど新たな産業の育成に努めます。
- 関係機関や団体と連携し、雇用対策や勤労者福祉の向上・充実に努め、1 億総活躍の理念のもと、高齢者・障がい者・女性の雇用機会を増やすために、各種制度の普及・促進などの啓発に努めます。

(3) 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

～保健・医療・福祉分野

施策の体系

基本目標	施 策
(3) 健康でいきいきと暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉分野	3- 1 保健・医療の推進 3- 2 地域福祉の推進 3- 3 高齢者福祉の充実 3- 4 障がい者福祉の充実 3- 5 社会保障の充実（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、年金）

施策

- 健康であることは社会生活の基本であり、食は健康の源であることから、健康づくりと食育をまち全体で推進します。
- 自らの健康は自らで守ることを基本としつつ、これまでつくり上げてきた健康管理体制の活用を基本としながら、すべての町民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。
- 安心して生活していくために、十分な医療等が受けられる体制の整備を図ります。
- すべての人が豊かな社会の果実を手にするができる、支え合いと助け合いの社会実現のために保健・医療・福祉関係団体をはじめ、各種産業団体やコミュニティ団体等との連携を強め、全町的な地域福祉のネットワーク化を図ります。
- 超高齢社会にあって、高齢者が地域に見守られながら生きがいを持って生活できるよう、シルバー人材センター・高年者クラブとの連携などにより、健康で長生きできる社会づくりに努めます。
- 障がいがある人の社会参加と就労を促進するため、良質な福祉サービスの提供に努め、障がいがある人もない人も地域でともに生活できる「共生の社会」に向けた取組を推進します。
- すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。



高年者クラブ シルバーボランティア研修会

(4) 郷土を担う人づくり

～子育て・教育・文化分野

施策の体系

基本目標	施策
(4) 郷土を担う人づくり ～子育て・教育・文化分野	4-1 子育て支援の推進 4-2 幼児・学校教育の充実 4-3 社会教育の充実（生涯学習、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、地域文化の育成）

施策

- 人づくりはまちづくりであることを認識して、郷土愛とグローバル*な視点に基づき物事を生み出していく創造性や感性に優れ、挑戦力を持った人材の育成を進めます。
- 少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、これまで進めてきた子育て支援策をさらに充実・発展させ、子育てしやすい環境づくり・子どもを安心して生み育てられる環境づくり、子育て世帯に寄り添うまちづくりを推進します。
- 学校においては、基礎的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他者を思いやり郷土を愛する豊かな心、たくましく生きるための健康や体力づくりなどの育成を推進します。
- すべての町民が生涯にわたって学び、楽しむとともに、その成果を地域に活かせる施策を推進します。
- 子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。
- 生涯にわたり、それぞれのライフステージ*に応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と適切な種目の紹介や施設の運営に努めます。
- 豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土への愛と誇りを育むことのできる施策を推進します。
- 国内外の都市・地域・団体等との交流活動を活発化させ、交流による地域文化の振興を図ります。
- 町内の民主団体の横連携を図ります。
- 町で活躍する各種団体と連携し、その活動を支援するとともに、町外も含めた幅広い連携により、目的型コミュニティの育成を図ります。

* グローバル：国境を越えて、地球全体にかかわるさま

* ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階

(5) 共に支えあい自立するまちづくり

～コミュニティ・行財政分野

施策の体系

基本目標	施 策
(5) 共に支えあい自立するまちづくり ～コミュニティ・行財政分野	5- 1 自治公民館活動 5- 2 男女共同参画・人権尊重社会の形成 5- 3 行財政運営の充実

施策

- 自治公民館活動を中心とする地域活動は、本町における自治とまちづくりの核となるものであり、地域コミュニティに基礎を置くものです。
- 社会が発展するにつれ、人々の社会生活における基盤は、従来の地縁に結びついた地域コミュニティから、職場や学校、文化・スポーツ活動、NPO など多様な社会組織の中に重層的に存在することとなり、町民のまちづくりへの参加も、地域コミュニティ以外の様々な社会組織を通じて多角的に行われるようになっていきます。
- これからの地域コミュニティのあり方を考えるとき、人と人との支え合い助け合う絆社会を構築することが大事であるため、自治公民館活動などの活発化と地域活動への理解と参加、情報の共有化を図りながら、多様なまちづくりの担い手の育成と協働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた地域活動を支援します。
- 町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現をめざして、男女共同参画の取組を推進します。
- 健全財政を維持しつつ、重点的に取り組む分野には体制を整えて戦略的に臨み、必要な行政サービスを提供していきます。
- 町の組織・機構については、常に効果的・効率的であることを検証しながら見直しを行います。
- 時代の潮流を捉え、町民ニーズに的確に応えた行政サービスを継続的に提供するため、地域の実情やニーズを丁寧に汲み上げて施策を企画立案・実行しそのフィードバック*を得て次の改善へとつなげていくという施策の好循環を構築します。
- 社会資本の維持管理・更新については、公共施設等総合管理計画により、コストを低減していく適切な対応に努めます。

* フィードバック：行動や成果に対する評価内容を伝え、より良い結果へ導くための手法を指す

(6) 快適で美しいまちづくり

～自然・生活環境保全分野

施策の体系

基本目標	施策
(6) 快適で美しいまちづくり ～自然・生活環境保全分野	6- 1 ユネスコエコパークを活かしたまちづくり 6- 2 循環型社会の構築 6- 3 上下水道の整備 6- 4 公園・緑地・水辺の整備 6- 5 景観の保全・整備（ユネスコエコパークに ふさわしい自然と調和した景観づくり）

施策

- 快適で美しい生活環境を実現するために、豊かな自然生態系との調和と保全を第一として、良好な生活環境を確保するため、町民一人ひとりから事業所、行政に至るまで環境美化・ごみの4R*・廃棄物処理対策・自然と生活環境の保全に対する意識向上をめざした更なる啓発に取り組めます。
- 生活の基盤となる生物多様性事業の取組とユネスコエコパークを活かした保全管理計画を核とし、快適で美しいまちづくりを総合的に進めます。
- 上水道については、将来の安定供給・災害などに強い施設整備に努めます。
- 下水道については、加入促進と合併処理浄化槽の普及を推進します。
- 照葉樹林帯などの自然や田園、それらと調和した町並みの景観の保全・向上に取り組めます。また、公共施設などの建築にあたっては、景観と調和したデザインの導入に努めます。



みんなでつくる花壇プロジェクト（錦原）

* ごみの4R：リフューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった運動

5. 基本構想推進にあたって

本町におけるこれからの計画期間では、人口減少がより一層深刻化し、高齢者人口がピークを迎えていく時期にあたります。この時期は、本町にとっても、少子高齢社会の進展が及ぼす主要産業への影響をはじめ、地域コミュニティをめぐるさまざまな諸課題が顕在化してくることが予想されます。

このため、令和 22（2040）年頃から逆算（バックカスティング*）して、顕在化してくる諸課題に対応する観点から、現在からの対応を実施していくことが必要になります。

具体的には、人口構造の変化やインフラの老朽化等は、町税収入の減少をはじめ、地域活動や事業推進の担い手の不足、それらが及ぼす地域経済の衰退など、様々な内政上の課題を顕在化させます。

他方で、Society5.0 の到来をはじめとする技術の進展、ライフコース*や価値観の変化・多様化は、施設運営や行政サービスなどの運用を変える可能性があります。

今後の行政運営は、過去からの延長線（フォアカスティング*）ではなく、2040 年頃を展望して見えてくる変化・課題とその課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であり、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、豊かで多様な価値観を背景とする住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが求められます。

そのためには、限られた資源を巡る過度な競争によりさまざまな主体間に分断を生じさせるのではなく、新たな技術を基盤として、各主体の持つ情報を共有し、資源を融通し合うこと等により、組織や地域の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことが重要になります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術*の可能性を再認識させています。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出抑制や人と人との接触機会の低減は、生活を支えるサービスの供給や地域の経済活動の大きな制約要因となっています。また、人口・産業の集積する大都市圏における感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクを浮き彫りにしました。

従って、▽「3つの密」を徹底的に避ける、▽手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を続ける、▽テレワーク、時差出勤、Web 会議などで接触機会を減らす、などの「新たな生活様式」を実践していくことを徹底していく必要があります。

一方で、感染拡大を恐れるあまりの行き過ぎた行動は、地域内や地域間における分断を生じさせかねない危険性をはらんでいます。そのような中、困難に直面している人や医療提供体制の確保に対する生活支援等の社会機能の維持が継続的に行われる必要があり、町民の安心な暮らしや

* バックカスティング：未来の姿から逆算して現在の施策を考える発想

* ライフコース：個人の一生を家族経歴、職業経歴、居住経歴などの様々な経歴の束として捉えたもの

* フォアカスティング：現在を起点として未来を予測する方法

* デジタル技術：クラウドサービス、モバイルネットワーク、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）、SNS（ソーシャルメディア）などの技術の総称

地域の経済活動を支える地方自治体が、地域の実情に応じた判断を主体的に行い、技術の活用や地域の多様な主体との連携を図りながら必要な行政サービスを提供すること、そして、雇用の維持・確保や地域経済の復興について、国・県・他自治体と協力して対応することが極めて重要となっています。

他方、感染拡大のリスクに対応して、テレワーク、オンラインでの面会、Web 会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりが、経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮する可能性を示しています。

これにより、距離、組織、年齢、性別等の壁を越え、人や組織、地域がデジタル技術を活用してつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識されるに至っています。

社会のデジタル化は、地域における多様で柔軟な働き方の実現につながるなど、感染症収束後の「新たな日常」においても一層重要となります。

本町は、住民に最も身近な地方自治体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形（SDGs の視点）で行政サービスを提供していくことが最重要であると考えます。

その際、議会、住民に加え、自治公民館、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体が、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ともに、新しい将来のビジョンを共有しながら構想推進にあたっていくこととします。